

Community Activities

地域活動を始め場所 新たな交流拠点をつくる

地域活動の拠点を住民の発案で
多田東まちづくりプラザ「しゃりりん」



多田東コミュニティ協議会 まちづくり委員長 岩田秀雄さん

外見は定食屋、入れば居酒屋といった一風変わった地域活動の拠点「しゃりりん」。この場所が生まれた理由と今後の企画について、多田東コミュニティ協議会のまちづくり委員長、岩田秀雄さんに聞きました。

「地域の皆さんが交流する場を作りたいと前から思っていました。そんな時に縁あって、ずっと使われていなかった元居酒屋のこの店のことを知ったんです」



地区の中心に位置する空き店舗の所有者と交渉し、地域の役に立つならと、長期間借りられることになったそうです。

「ちょうど、地域で独自に実施する先駆的な事業に対し、市から交付金が出るコミュニティチャレンジ事業について、検討しているところでした。ぜひ、地域交流の場にしたいと思いましたね」

申請後、プレゼンテーションによる市の審査を経て、交付金を受けることになったという、多田東まちづくりプラザ「しゃりりん」を活用したチャレンジ事業。

「まずは、内装を修繕。皆

さんの協力もあり、今年5月に多田東地区の地域交流拠点としてオープンすることができました。開所から4カ月、徐々に地域の憩いの場になってきていると思います」

主な事業内容として、当初、青空市場やコミュニティカフェ、物販販売などを企画していましたが、現在は、要望が多かった貸館を中心に活動しているそうです。

「ここを始めて、地域にこんな特技を持った人がいたのかと驚くことがたびたびあります。今は、しの笛教室や和菓子教室などの10グループに貸館し、定期的に活動していますが、先生だった人が他の

教室では生徒として参加するなど、お互いに立場を変えたフラットな関係を築けているんですよ」

自らも、しの笛教室に参加している岩田さん。教室では、参加者同士が会話を楽しむことも目的の一つになっていると言います。

「ここは地区の中心にあるので、利便性が高く、教室を開くにはちょうどいい広さなんです。どの教室も10人程度で和気あいあいと活動しています。今のところ、利用者は女性が多いですが、男性にもこういう場に来ていただき、地域のことを知るきっかけにしてもらえたらと思います」



いちじくの天ぷら

外はサクッ、中はやさしい甘さ

おとな子どもも
食と育つ 保健センター
☎(758)4721

レシピ 川西いずみ会

●材料 (おとな4人分)

- いちじく 小4個
 - 小麦粉・大根おろし・おろしショウガ 各適量
 - [A] 卵白 1個分
 - ビールまたは水 120~150ml
 - 小麦粉 大さじ8
 - 塩 少々
 - [B] だし 150ml
 - みりん 大さじ2と2/3
 - うす口しょう油 大さじ1と2/3
- 熱量 (おとな1人分): 223kcal、塩分: 1.7g

●作り方

- いちじくは洗って好みで皮をむき、薄く小麦粉をまぶす。
- ①に[A]を合わせて作ったてんぷら衣を付けて、170℃に熱した油でからりと揚げる。
- ③器に②を盛り、[B]を合わせて温めた天つゆをかけ、その上に大根おろしを天盛りして、おろしショウガを少量のせる。

人権啓発シリーズ

生きる 人権推進室
☎(740)1150

セクシュアルマイノリティの子どもたち

幼いころから自覚することもあるセクマイ
おとなの側がきちんと対応を

ごきげんよう。戸籍上は男性の女性弁護士、仲岡しゅんです。今回は、子どものセクシュアルマイノリティについてお話ししたいと思います。セクシュアルマイノリティには、おとなだけでなく、もちろん子どももいます。子どもであっても、早い子ではかなり幼いころから自覚するようです。そしてとりわけ子どもの場合、さまざまな問題を抱えさせられてしまう現状があります。

まず、子どもは、おとなに比べて非常に狭い世界で生きています。おとなの場合、ある程度は自由に人間関係を作ることができますが、子どもの場合、家族や学校での人間関係がほとんど全てです。そのような環境の中で、もし家族や同級生がセクシュアルマイノリティについて理解が無い場合、他に逃げ場がありません。孤立してしまいがちな現状があります。また、学校教育の現場で、これまであまり取り組みがなされてこなかったという事もあります。

例えば私が子どものころには、名簿や席の並び方は男女で区別され、保健体育の時間には、「思春期になると異性に関心を持つのは当然で、同性に惹かれることもあるが一時的なこと」などと習いました。そのような環境の中では、セクシュアルマイノリティの子どもにとっては非常に生きにくい環境だったと思います。今では、以前よりセクシュアルマイノリティへの理解が進みつつありますが、まだまだ対応できていない学校もあると聞きます。これからは、そういう問題を踏まえて、おとなの側がきちんと対応していく必要がありますね。

(なにわばし国際合同法律事務所 弁護士 仲岡しゅん)

消費生活センターだより 消費生活センター
☎(740)1167

商品券などの利用期間に注意

商品券やビール券などに有効期限が！
有効期限を過ぎるとただの紙くずに？

事例 引き出しを整理していたら、有効期限が今年3月31日までのビール券が10枚も出てきた。券面には「有効期限を過ぎると使用できません」と書いてある。昔はビール券に有効期限なんかなかったの、いつでも使えると思いきい込んでいたのだと思う。まだ5カ月しか過ぎていない。本当に使えないのか。(60代 女性)

ビール券は、以前、有効期限がなかったのですが、2005年10月以降の発行分から有効期限が設けられるようになりました。今までに有効期限が到来したのは2013年3月末、2014年3月末、2016年3月末で、次に有効期限が到来するのは2018年3月末です。有効期限が過ぎると使えないので、注意が必要です。

また、商品券やギフト券にも有効期限のあるものや、有効期限が記載されていなくても、現在使用できなくなっているものがあります。これは2010年4月から施行された「資金決済法」により、最短60日の払戻し期間を設けることで商品券の発行者が商品券の利用を停止できるようになったからです。払い戻し期間が過ぎてしまった場合でも、何らかの対応をしている発行者もあるので、一度、問い合わせてみてください。

未使用のビール券などが手元にある人は、利用期間に注意して早めに使いましょう。

この他にも、結婚式の引き出物などでもらうカタログギフトにも有効期限があります。つつい忘れて後回しにしがちなので、注意しましょう。

市政情報

求人・募集
セミナー

案内・催し
発表・鑑賞

カレンダー
ごみ

公民館

スポーツ

健康・福祉

相談の案内

高齢者
中央図書館

子育て

コラム

ニュース

